7月から 住民票や印鑑登録証明書などの交付手数料を改定します

市では、手数料の額について、受益者負担の原則を踏まえ、原価や近隣市区の状況などの観点から検討してきました。このたび、平成22年第1回市議会定例会(3月議会)で、次の表のとおり改定する三鷹市手数料条例の改正案が可決・成立し、7月1日㈭から施行します。

問政策法務課☎内線2216または各担当課

※①市の自動交付機で交付するときの手数料(据置)。なお、番号1と7の事務については、コンビニエンス・ストア(セブン-イレブン)の多機能端末機でも交付できます(手数料同額)。
②市の窓口で交付、証明または閲覧するときの手数料
③郵送などで市に請求を行ったときの手数料

前回改正 平成9年4月1日

番号	事務	単位	現行額	改定額※	問
1	住民票、戸籍の附票並びに除かれた住民票及び戸籍の附票の写しの交付	1通	200円	①200円(据置) ②300円 ③400円	市民課☎内線2323
2	住民票に記載した事項に関する証明	1件		②300円 ③400円	
3	住民票の写しの広域交付	1通		②300円	
4	住民基本台帳の写しの閲覧	住民を1人転記するごと		②300円	
5	身分に関する証明	1通		②300円 ③400円	
6	外国人登録に関する証明			①200円(据置) ②300円 ③400円	
7	印鑑登録証明書の交付			①200円(据置) ②300円	
8	印鑑登録証の交付	1件		②300円	
9	住居表示台帳の一部の写しの閲覧	1回(30分までごと)		②300円	
10	住居表示台帳の一部の写しの交付	1枚		②300円 ③400円	
11	租税その他諸収入に関する証明	1件	200円	①200円(据置) ②300円 ③400円	市民税課☎内線2344 納税課☎内線2413
12	土地、家屋又は償却資産に関する証明	1件	200円	②300円 ③400円	資産税課☎内線2362
13	土地、家屋又は償却資産に関する公簿の閲覧	1冊		②300円	
14	土地に関する公図の閲覧	1枚		②300円	
15	土地・家屋名寄帳の閲覧	1件		②300円	
16	土地・家屋名寄帳の写しの交付	1件	(新設)	②300円 ③400円	
17	都市計画又は地区計画に関する証明	1件	200円	②300円	まちづくり推進課☎内線2811
18	その他市長が指定する公簿、公文書又は図面(番号19の事務において「公簿等」という)の謄本、抄本又は写しの交付(道路位置指定原図写し、建築計画概要書写し、下水道台帳平面図写しの交付)	1通	200円	②300円	建築指導課☎内線2829 下水道課☎内線2873
19	その他市長が指定する公簿等又はその写しの閲覧	1回	200円	②300円	政策法務課
20	その他市長が指定する事項に関する証明(道路証明、建築確認台帳記載事項証明等)	1件	200円	②300円	道路交通課☎内線2841 建築指導課☎内線2829

第3回 味の素スタジアム感謝デー

5月23日㈰ 午前10時～午後6時(野外スペシャルライブは午後4時～6時)

フリーマーケット、アメリカンフットボール、ステージイベント、スタンプラリーなど、イベントが盛りだくさんです。3回目の今年は、THE BOOMの野外スペシャルライブも開催!地元各市のPRコーナーや、活動サークルのステージ発表もお楽しみください。

主㈱東京スタジアム、三鷹市など協力
所味の素スタジアム、アミノバイタルフィールド
申当日会場へ
問味の素スタジアム感謝デー事務局☎03-5771-2368・HPhttp://www.ajinomotostadium.com/

申請はお早めに！ 子ども手当の申請書を送付しました

申請が必要な世帯には、すでに申請書を送付しました。申請期限は9月30日㈭ですが、申請がお済みでない方は早めにお申し込みください。

なお、子ども手当は寄付することも出来ます。くわしくはお問い合わせください。

手続きについて(4月1日現在、市内在住の場合)

児童手当を受給していて、小学校以下のお子さんのみがいる世帯	申請は不要です。後日、子ども手当に移行したことを通知します(※現況届は例年通り郵送しますので、6月中に提出してください)。
児童手当を受給していない世帯(所得制限超過世帯または中学生のお子さんのみがいる世帯)	新たに申請が必要です。申請がお済みでない方は早めにお申し込みください。決定後、認定通知書を郵送します。
児童手当を受給していて、小学生以下のお子さんと中学生のお子さんがいる世帯	①中学生のお子さんの増額申請が必要です。申請がお済みでない方は早めにお申し込みください。決定後、認定通知書を郵送します。 ②小学生以下のお子さんの申請は不要です。後日、子ども手当に移行したことを通知します(※現況届は例年通り郵送しますので、6月中に提出してください)。

※3月末現在、児童手当を受給していて4月から中学1年生になったお子さんは、子ども手当に自動的に移行するため申請は不要です。
※市外で住民登録をしているお子さんと4月1日以降に三鷹市に住民登録をしたお子さんには申請書は送付されません。子育て支援課までお問い合わせください。

問子育て支援課☎内線2751

私立小・中学校などの児童・生徒の保護者補助金申請を受付中

人5月1日現在、私立小・中学校など(小・中学校に相当する外国人学校を含む)に在籍している児童・生徒の保護者で、市の住民基本台帳または外国人登録原票に記載のある方

◆補助金額 児童・生徒1人につき年額9,000円

申問5月31日㈪までに各学校にある所定の書類に記入し在籍証明を受けて、子育て支援課(市役所4階)または市政窓口へ。学校に書類がない場合は同課☎内線2755へ

※振込指定口座の名義が申請者(保護者)と異なる場合は、委任状が必要です。

家庭のぬくもりをすべての子どもに… 養育家庭(ほっとファミリー)のお知らせ

1カ月から長期まで あなたも養育家庭(ほっとファミリー)に

問三鷹市子ども家庭支援センターのびのび広場☎40-5925

都内では現在、約3,900人の子どもたちが、さまざまな事情から親元を離れて暮らしています。その子どもたちを家庭に迎え入れ、一定の期間、家族の一員として育てていただくのが養育家庭(ほっとファミリー)制度です。

市では、一人でも多くの子どもが家庭のぬくもりを感じて育っていけるよう、「ほっとファミリー」の普及に取り組んでいます。都の審査と研修を受けて子どもを受け入れる「ほっとファミリー」は、法律上の養子縁組を目的としていないため、1カ月程度の短期間から長期間まで、あなたと子どもの事情に合わせて柔軟に子育て支援に取り組めます。また養育期間中は、児童福祉士や養育家庭専門員、医師などのチームが養育相談に応じるなど、充実した体制でサポートしますので、お気軽にお問い合わせください。

◆養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会

ほっとファミリーの経験談を紹介するほか、経験者との懇談で理解を深めます。

日10月25日㈪午後2時から
所三鷹産業プラザ
申当日会場へ

※「フレンドホーム」も募集します

夏休みや週末などの数日間、児童養護施設や乳児院で生活している子どもを自宅で預かる「フレンドホーム」も募集しています。くわしくは、各児童養護施設・乳児院へお問い合わせください。